

29初初企第45号  
平成29年12月26日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会 殿  
各指定都市市長  
各指定都市教育委員会

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
矢野 和彦

(印影印刷)

「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成29年9月1日現在）」及び  
「教育委員会の現状に関する調査（平成28年度間）」の結果に係る留意事項  
について（通知）

標記調査結果について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び首長との連携強化等を目的としたものです。

貴職におかれては、改正法の趣旨及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、引き続き教育行政に対する国民の信頼を確保する観点から、特に下記の点に留意し、新教育委員会制度への円滑な移行や教育委員会の審議の活性化等、教育行政の適切な運営が図られるようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、これらのことについて域内の市町村長及び市町村教育委員会に周知され、一層の取組を促していただくようお願いします。

## 記

### 1. 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成29年9月1日現在）」結果より

#### (1) 新教育長の任命

教育長が不在等の場合で、改正法附則第5条により、首長が教育長職務執行者を指名している教育委員会は、市町村で7（約0.4%）存在している【図1】。教育長は、法律上必置の職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場であることから、期間を空けずに適切な人材を速やかに任命することが必要である。

#### (2) 新教育長の任命手続

教育長の任命の議会同意に際して、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、何らかの丁寧な手続を行った都道府県・指定都市は26（約40.6%）、市町村は713（約

51.9%)である【図4】。教育長の担う重要な職責に鑑み、教育長の資質・能力を十全にチェックするため、教育長の任命の議会同意に際しては、可能な限り、丁寧な手続を経ることが期待される。

### (3) 総合教育会議の開催

総合教育会議の開催状況について、全ての都道府県・指定都市は既に開催し、市町村は3(約0.2%)が未開催となっている【図5】。地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する観点から、総合教育会議を速やかに開催するとともに、その活用を図ることが必要である。

また、総合教育会議を通じた地方公共団体の長と教育委員会の連携について、全ての都道府県・指定都市が、市町村で1,515(約88.3%)が「連携を進めることができた」「従来からの連携を継続させることに資している」と回答している【図10】。その活用には、各地方公共団体で実施している総合教育会議の内容【表2】、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取(第1条の4第5項)の取組【図9、表3】及び総合教育会議を通して得られたこれまでの主な成果事例を参考にすることが望まれる。

### (4) 総合教育会議の議事録の作成・公表

総合教育会議の議事録について、都道府県・指定都市は3(約4.5%)、市町村は603(約35.2%)が詳細な議事録を作成していない【図7】。改正法において、総合教育会議の議事録の作成が努力義務として規定されていることを踏まえ(第1条の4第7項)、原則として議事録の作成が強く求められる。

また、議事録又は議事概要の公表について、対応していない市町村は145(約8.5%)となっている【図8】。改正法において、総合教育会議の議事録の公表が努力義務として規定されていることを踏まえ(第1条の4第7項)、原則としてホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

### (5) 大綱の策定

大綱の策定について、市町村は48(約2.8%)が策定中となっている【図12】。策定された大綱に基づき、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図っていくことが求められる。

## 2. 「教育委員会の現状に関する調査(平成28年度間)」結果より

### (1) 教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

#### ア 会議の運営

教育委員会の会議は原則公開とされているが(第14条第7項)、市町村の約70.7%の教育委員会で年間傍聴者総数が0人である一方【(1)③ 図2】、住民が傍聴しやすい土日・祝日に開催している市町村教育委員会は69(約4.0%)、平日夕方以降に開催している市町村教育委員会は240(約14.0%)にとどまっている【(1)⑤ 表2】。地域住民の意向をより一層教育行政に反映させる観点から、より多くの住民が会議を傍聴できるよう、運営方法の工夫が行われることが求められる。

#### イ 会議の議事録の作成・公表

教育委員会の会議の詳細な議事録を作成していない都道府県・指定都市教育委員会は2（約3.0%）、市町村教育委員会は583（約33.9%）【(1)④ 図3】、詳細な議事録を公表していない都道府県・指定都市教育委員会は2（約3.0%）、市町村教育委員会は1,002（約58.3%）となっている【(1)④ 図4】。改正法により議事録の作成及び公表が努力義務となったことを踏まえ（第14条第9項）、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

#### ウ 審議の活性化

教育委員会の会議において学校や教育委員会事務局に寄せられた保護者や地域住民の意見等を紹介した都道府県・指定都市教育委員会は13（約19.4%）、市町村教育委員会は574（約33.4%）である【(1)⑦ 図7】。また、保護者や地域住民の意見を聴取し、意見交換を行った教育委員会は、都道府県・指定都市で30（約44.8%）、市町村で484（約28.2%）、そのうち、委員が参加した教育委員会は、都道府県・指定都市で17（約56.7%）、市町村で227（約46.9%）にとどまっている【同上】。委員が、現場の実情を把握し、教育委員会の会議の審議を活性化するためには、保護者や地域住民の意見等を聴取し、委員との意見交換を行う公聴会等の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある。

#### エ 教育行政相談に関する事務を行う職員の指定

教育委員会の事務局の職員のうち、所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定していない教育委員会は、市町村で約0.8%存在し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除き、13である【(1)⑧ 図8】。教育行政相談に関する事務を行う職員の指定は法律上の義務であることから（第18条第8項）、指定していない教育委員会は、早急に指定することが必要である。指定の方法としては、例えば、教育委員会のホームページに担当する職員又は部署及びその連絡先を掲載することが考えられる。

### (2) 教育委員の選任

平成29年3月1日時点で保護者が委員に含まれていない教育委員会は、都道府県・指定都市で1（約1.5%）、市町村で71（約4.1%）存在している【(2)② 図9】。選任していない理由としては、選任時には保護者であった委員の子供が、調査時点では成人したことにより、保護者でなくなったことなどが挙げられるが、保護者委員の選任は法律上の義務とされていることから（第4条第5項）、保護者が委員に含まれていない場合は、直近の委員が選任される際に保護者を任命する必要がある。

### (3) 教育委員の研修

都道府県教育委員会が域内の全市町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間約1.1回、域内の一部市町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間約1.7回である【(3)表5】。都道府県教育委員会は市町村教育委員会の委員の研修等を実施することとされており（第48条第2項第4号）、委員が、その職務遂行に必要な知識を得られ、教育委員会がより高い使命感をもってその責任を果たしていくことができるよう、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会の委員の研修の実施及びその内容の充実に努めることが期待される。

#### (4) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

平成28年度間において、点検及び評価を行っていない教育委員会は、市町村で約2.3%存在し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除き、34である【(6)① 表8】。教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから（第26条第1項）、点検及び評価を実施していない教育委員会は、速やかに実施する必要がある。

また、既に実施している教育委員会においては、点検及び評価の客観性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聴くこととするなど、更なる改善を図ることが期待される。

#### (5) 学校の裁量拡大

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市において28（約41.8%）、市町村において165（約9.6%）、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置する取組を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市において24（約35.8%）、市町村において297（約17.3%）となっている【(7)② 図19】。校長が自らの経営方針に基づく主体的な学校運営ができるよう、各教育委員会においては、地域や学校の実情に応じつつ、予算等に関する学校裁量の拡大を適切に進めていくことが期待される。

#### (6) 指導主事の配置

指導主事が配置されていない市町村教育委員会は、519（約30.2%）となっている【(8) 図20】。都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する支援として、教育事務所等の指導主事の訪問や人的支援が行われており【(8) 図21】、引き続き充実した支援が期待される。

〔担当〕 文部科学省 初等中等教育局  
初等中等教育企画課 教育委員会係  
(電話) 03-5253-4111 (内線4678)

## 新教育委員会制度への移行に関する調査(平成29年9月1日現在)

### 1. 調査の概要

#### ○実施時期

平成29年9月

#### ○調査対象

全都道府県・指定都市(67)、市町村教育委員会(1,718)(特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)

#### 【対象期間】

平成29年9月1日現在の状況

### 2. 調査項目

平成27年4月1日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)に基づく総合教育会議の開催、大綱の策定、新教育長の任命の状況等。

#### (1) 教育長について

- ① 任命について
- ② 任命経緯について
- ③ 任命された者について
- ④ 任命された教育長について
- ⑤ 任命手続について

#### (2) 総合教育会議について

- ① 開催状況について
- ② 事務局について
- ③ 議事録等の作成について
- ④ 議事録等の公表について
- ⑤ 総合教育会議の内容について
- ⑥ 意見聴取の実施について
- ⑦ 意見聴取者について
- ⑧ 会議を通じた首長部局との連携について
- ⑨ 総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

#### (3) 大綱について

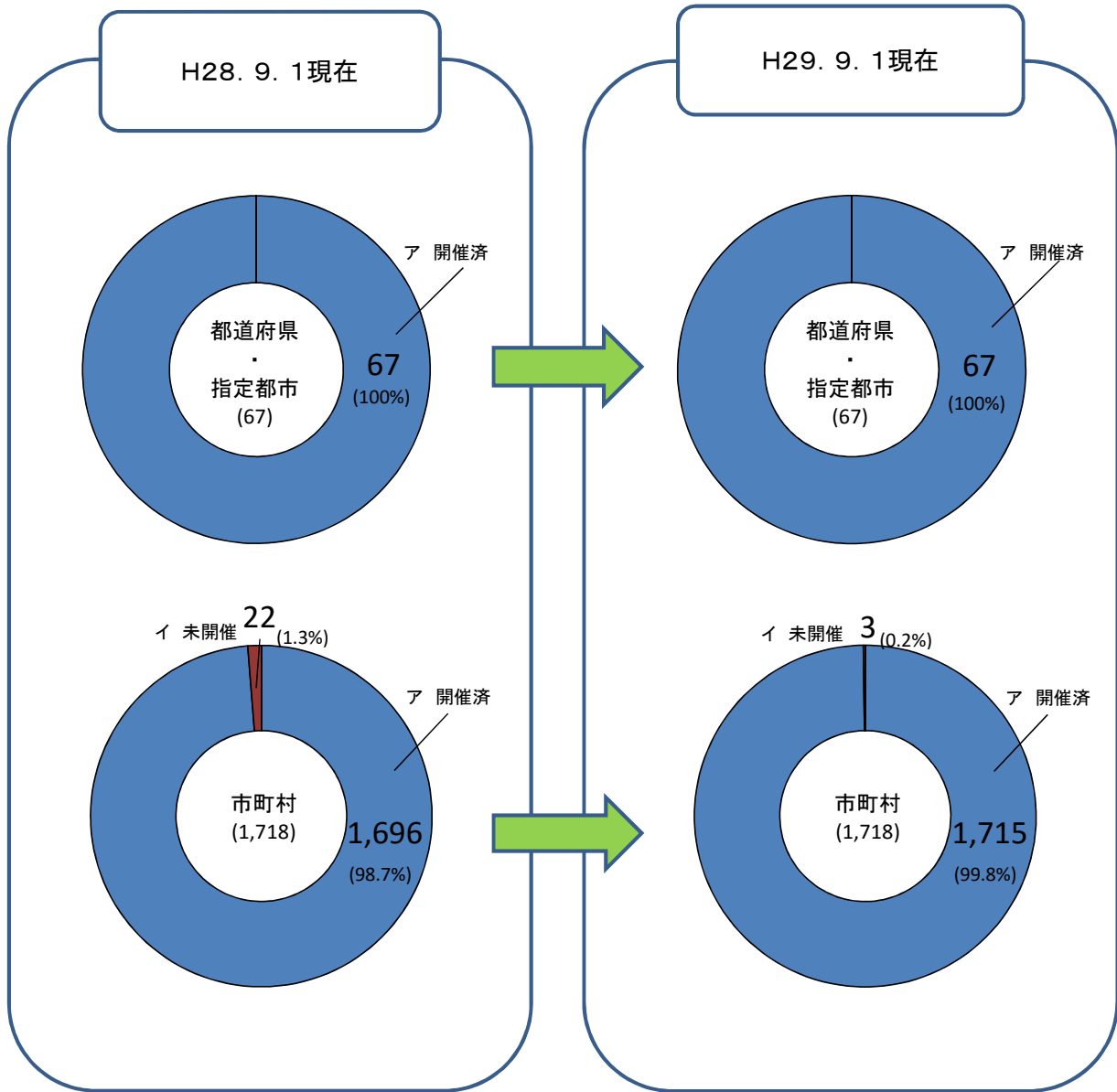
策定状況・策定方法について

**(2) 総合教育会議について**

**① 開催状況について**

既に開催した自治体	H28.9.1	H29.9.1
都道府県・指定都市 (67)	67 100.0%	67 100%
市町村 (1,718)	1,696 98.7%	1,715 99.8%

【図5】開催状況について



総合教育会議未開催の市町村が3町村あるが、いずれも29年度中に開催済み、または、開催を予定している。

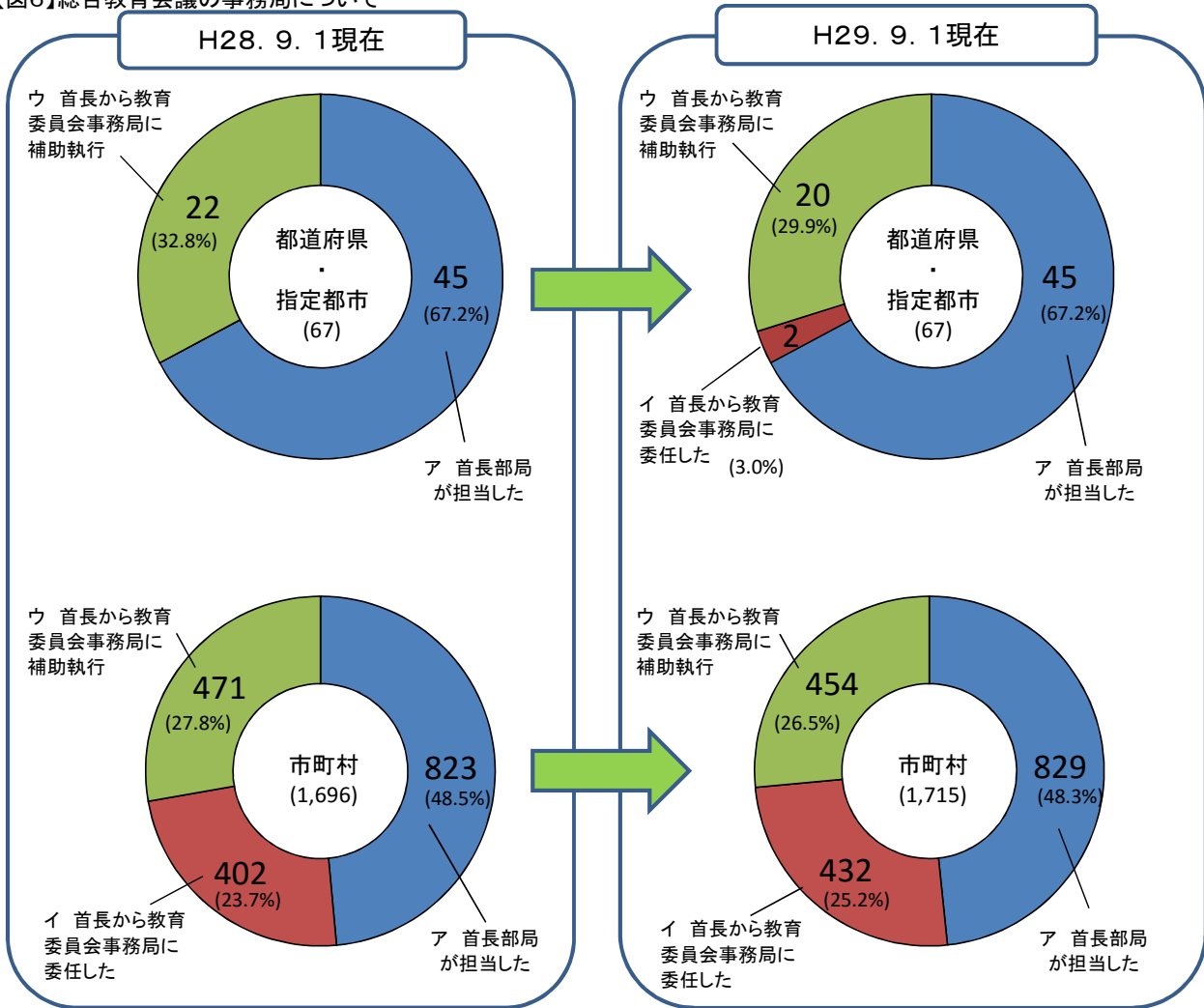
**【平成29年9月1日時点で総合教育会議未開催の市町村】(3町村)**

- 東京都御蔵島村(平成30年3月末頃開催予定)
- 東京都青ヶ島村(平成30年3月末までに開催予定)
- 佐賀県玄海町(平成29年10月26日開催済み)

② 総合教育会議の事務局について(開催済の自治体のみ)

- ア 首長部局が担当した
- イ 首長から教育委員会事務局に委任した
- ウ 首長から教育委員会事務局に補助執行させた

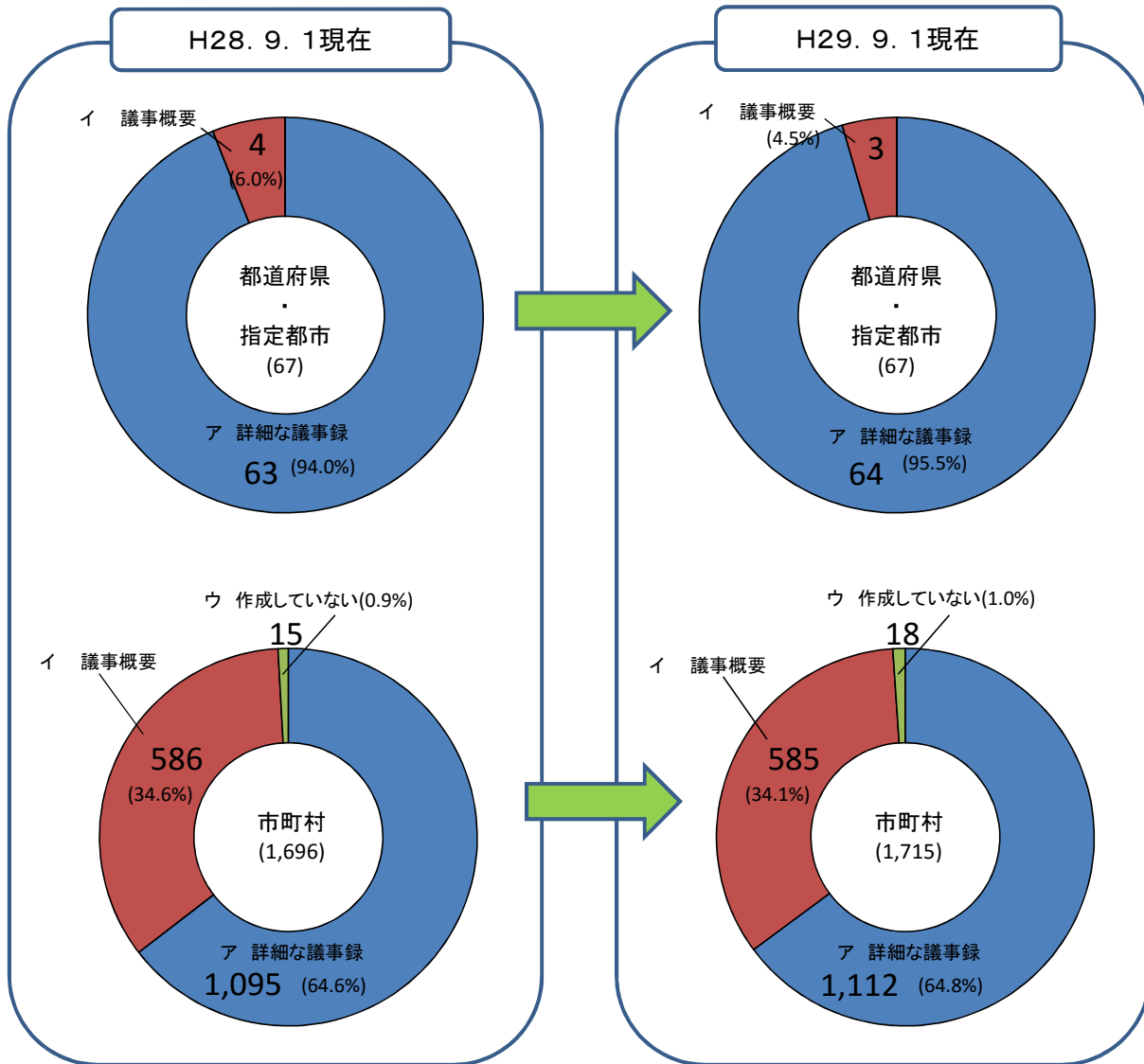
【図6】総合教育会議の事務局について



**③ 議事録等の作成について(開催済の自治体のみ)**

- ア 詳細な議事録を作成(予定を含む)
- イ 議事概要のみを作成(予定を含む)
- ウ 作成していない

【図7】議事録等の作成について

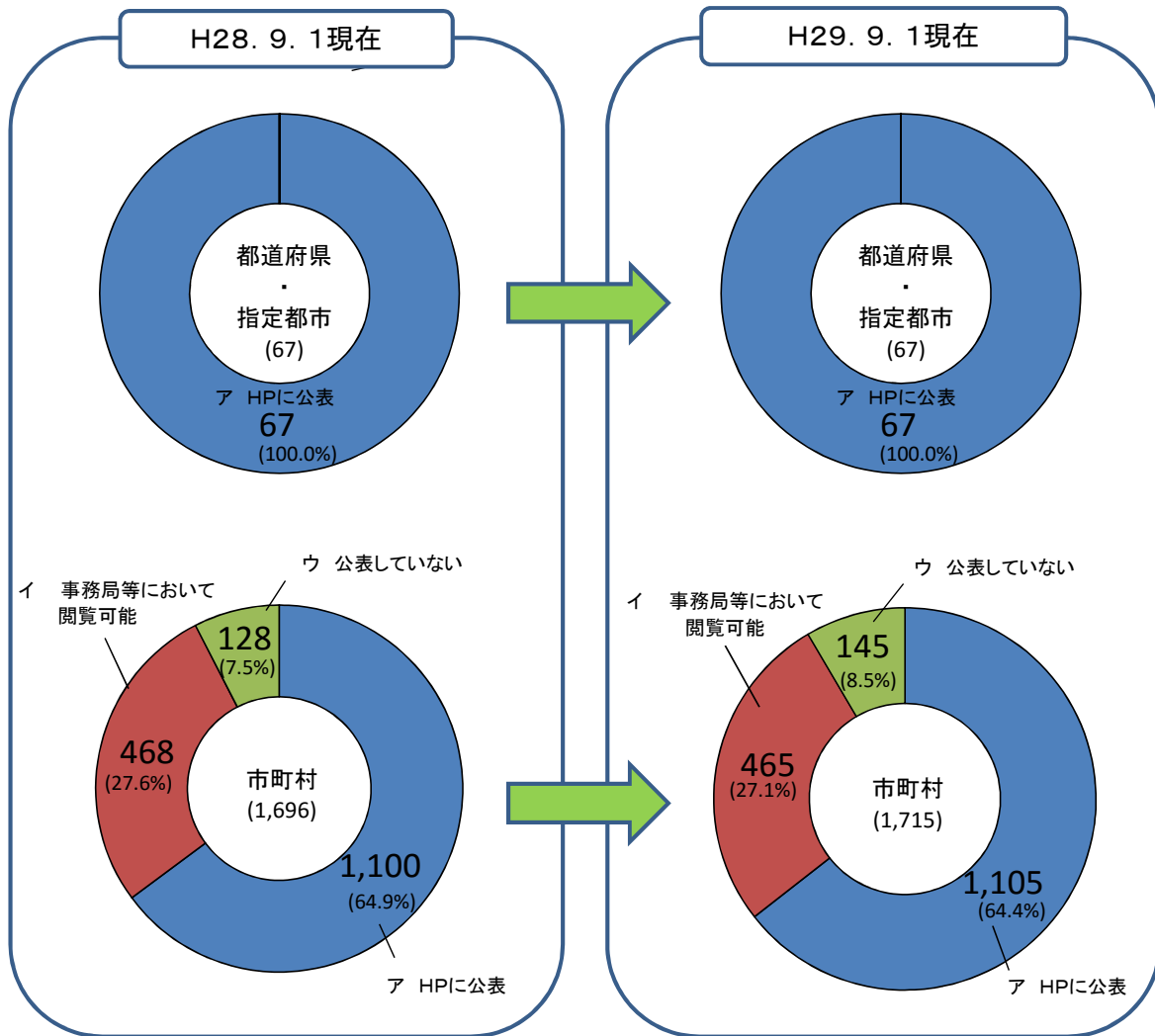




④ 議事録等の公表について(開催済の自治体のみ)

- ア HPIに公表(予定を含む)
- イ 事務局等において閲覧可能(予定を含む)
- ウ 公表していない(ア、イの場合を除く)

【図8】議事録等の公表について



⑤ 総合教育会議の内容について(開催済の自治体のみ)(複数回答)

【表2】総合教育会議の内容(平成27年4月1日～平成29年9月1日)

総合教育会議の内容		都道府県 ・ 指定都市	市町村
①	大綱の策定に関する協議	67	1,656
② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア 学校等の施設の整備	13	768
	イ 教職員の定数の確保	3	136
	ウ 幼児教育・保育の在り方やその連携	10	421
	エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	12	307
	オ 居所不明の児童生徒への対応	0	16
	カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	10	234
	キ 子育て支援	10	475
	ク 教材費や学校図書費の充実	3	265
	ケ ICT環境の整備	12	502
	コ 就学援助の充実	10	221
	サ 学校への専門人材や支援員の配置	13	418
	シ 学校の統廃合	7	415
	ス 少人数教育の推進	10	199
	セ 学力の向上に関する施策	35	764
	ソ いじめ防止対策	31	659
	タ 地域に開かれた学校づくり	17	383
	チ スポーツを通じた健康増進や地域活性化	12	334
ツ 学校における防災対策や災害発生時の対応方針	11	163	
テ その他	57	615	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	3	130
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	57	1,245
⑤	その他(①～④の事項以外)	12	294

〈② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整 テ その他〉の主な内容

教育委員会と知事部局との連携事業、学力向上、高等学校再編計画、英語教育、高大接続、特別支援教育、主権者教育、キャリア教育、次世代のリーダー育成、グローバル人材の育成、学卒者の県内就職促進、産業教育の振興、障害者の就労支援、消費者教育、郷土学習の充実、体験活動、生徒指導、児童生徒の心のサポート、ネットトラブル防止、幼保連携、子どもの貧困対策、奨学金制度、教職員の多忙化解消、家庭・地域連携、部活動等における外部人材の活用、文化芸術事業 等

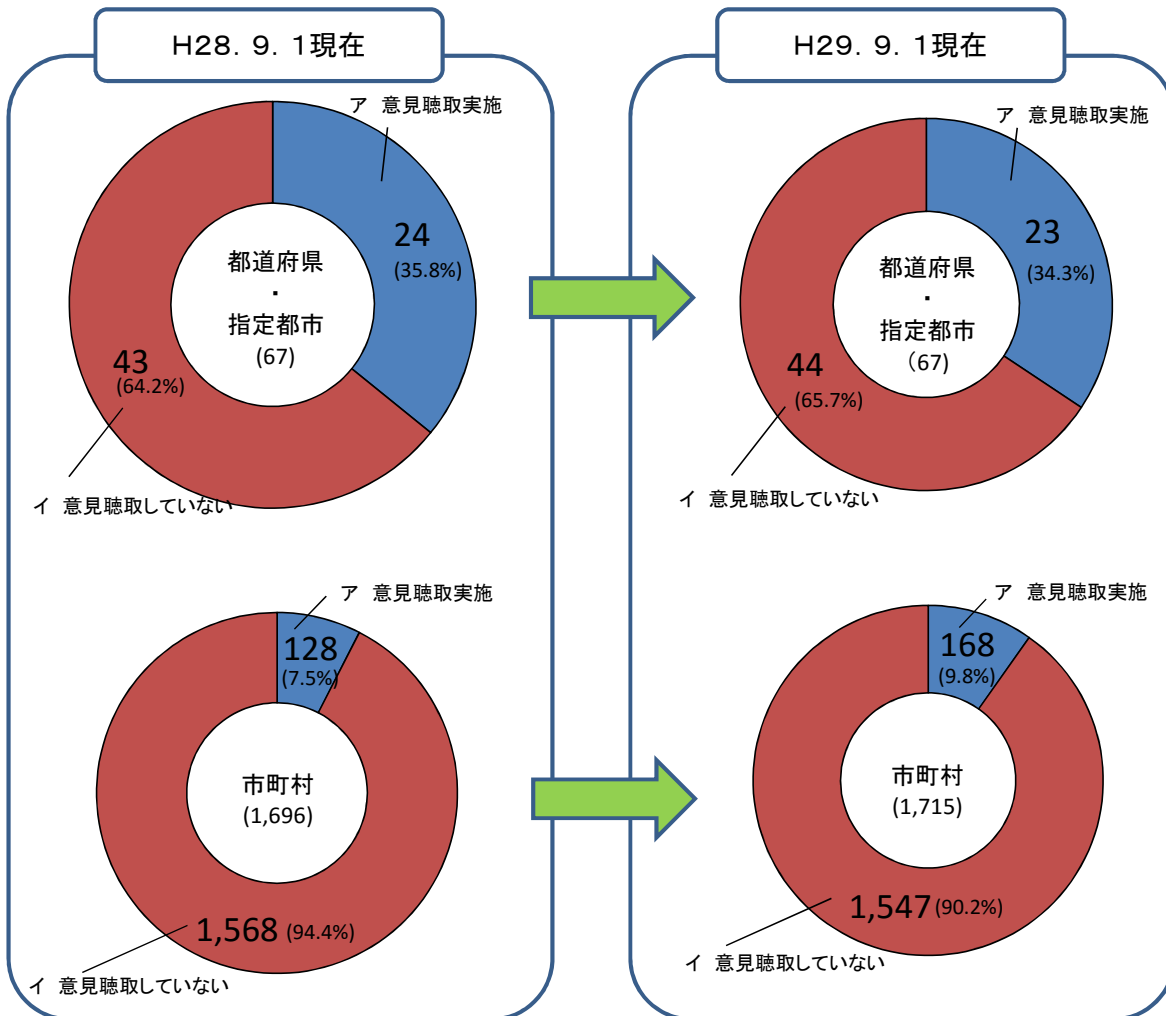
〈⑤ その他〉の主な内容

主要事業に関する意見交換、次年度予算、次年度の協議事項、教育振興基本計画等の取組状況・現状の報告 など

⑥ 意見聴取の実施について(開催済の自治体のみ)

- ア 関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた
- イ 意見聴取は実施していない

【図9】意見聴取の実施について



⑦ 意見聴取者について(⑥で「ア 意見聴取実施」と回答した自治体のみ)(複数回答)

【表3】意見聴取者

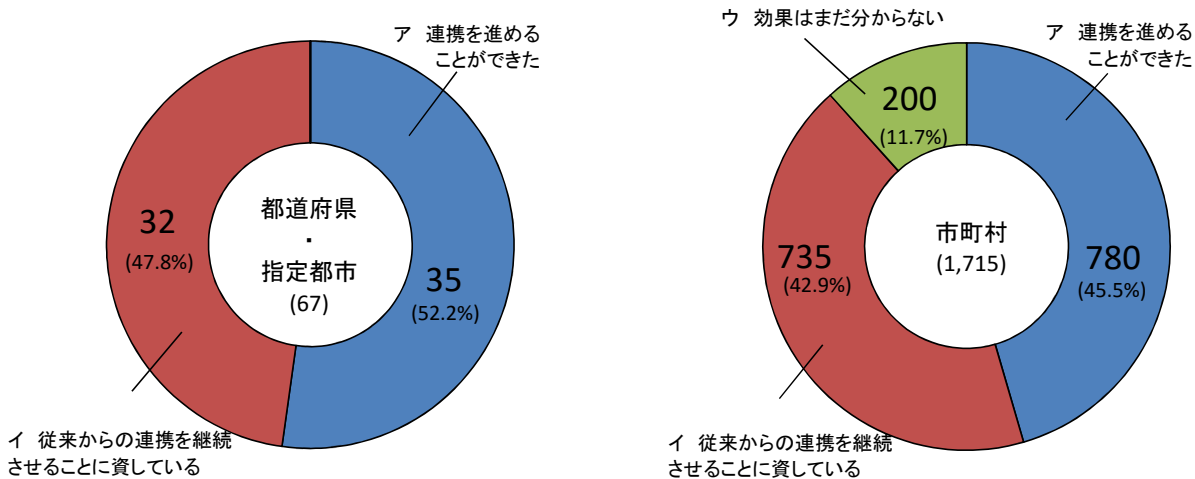
意見聴取者	都道府県・指定都市	市町村
大学教員	17	31
学校運営協議会の委員等	1	20
PTA関係者	6	42
地元の企業関係者	5	11
その他	20	127

その他)の主な回答

学校長、教職員、関係部局職員、他の自治体職員、文部科学省職員、スポーツ関係者、パブリックコメントの実施 など

## ⑧ 会議を通じた首長部局との連携について(開催済の自治体のみ)

【図10】総合教育会議を通じた首長と教育委員会の連携について



## 連携の強化により得られたこれまでの主な成果事例

### 【1. 都道府県・指定都市教育委員会における主な成果事例】

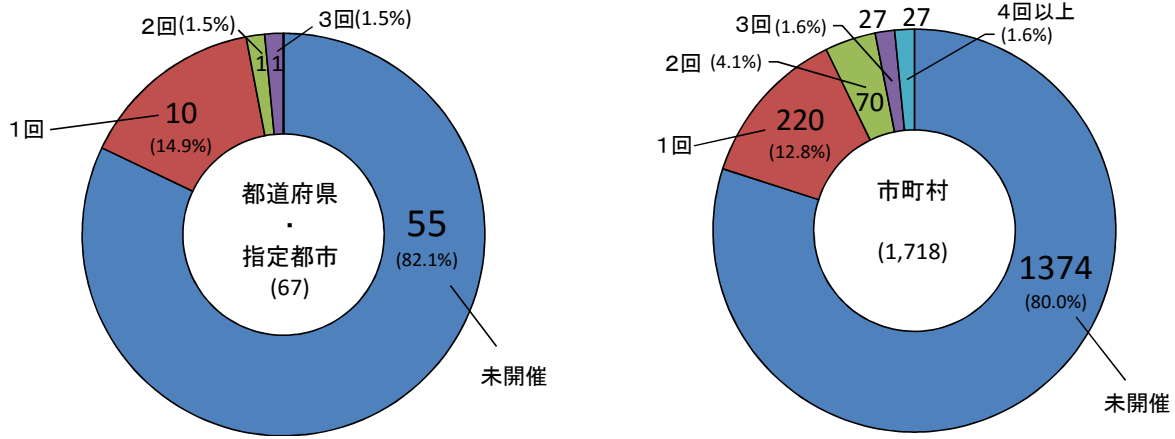
- ・ 少人数指導等学力向上について議論することにより、指導主事等の人的体制が充実
- ・ 外国語教育を議論することにより、ALTの増員や外国語指導員の人的体制が充実
- ・ 全国学力・学習状況調査と関連付け、子供の学力等を経年的に把握するための独自の調査を実施するなどの学力向上の施策の充実
- ・ 校長による裁量予算の創設など各学校の創意工夫を支援
- ・ 子育て全般について議論することで、福祉部局と連携した保育所や認定こども園での就学前教育や障害児保育等が充実
- ・ 子供の貧困や虐待の早期発見やいじめを予防するため、教育委員会のスクールソーシャルワーカーと首長部局の生活福祉、児童福祉、母子・父子家庭支援員の連携体制の充実
- ・ いじめや不登校等の教育課題を議論することで、スクールソーシャルワーカー配置拡充のための予算が増加
- ・ 放課後対策について総合的に議論することで、福祉部局との連携が進み、地域の放課後活動が充実
- ・ 私学・大学担当部局と連携した高校生の県内大学等への進学促進
- ・ 産業労働の担当部局と連携した高校生の県内就職促進のための施策や商工労働の担当部局と連携した県内産業を支える人材育成・若者の地元定着の促進
- ・ 首長部局と連携した学校における危機管理体制の構築及び災害が発生した場合における首長部局と教育委員会との連携及び方針やマニュアルの策定
- ・ スポーツについて健康増進の観点から議論することで、生活習慣予防や寝たきり防止等についての取組の充実や介護予防事業との連携の推進、指導者不足の解消

### 【2. 市町村教育委員会における主な成果事例】※1で挙げた以外の事例

- ・ 総合教育会議における「ふるさと教育・キャリア教育」を議題とすることで、首長部局と連携した実践的な教育カリキュラムの策定
- ・ 地域の財産（自然、歴史、人物）と市民力を活用した学校づくり・地域づくりの推進
- ・ 首長部局の地域支援施策と連携したコミュニティ・スクールの導入促進
- ・ 小規模校の統廃合・小中一貫教育校の推進
- ・ 教育委員会が所管していた文化・スポーツに関する事務の首長部局への移管（地教行法第23条に基づくもの）

⑨ 総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

【図11】総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について



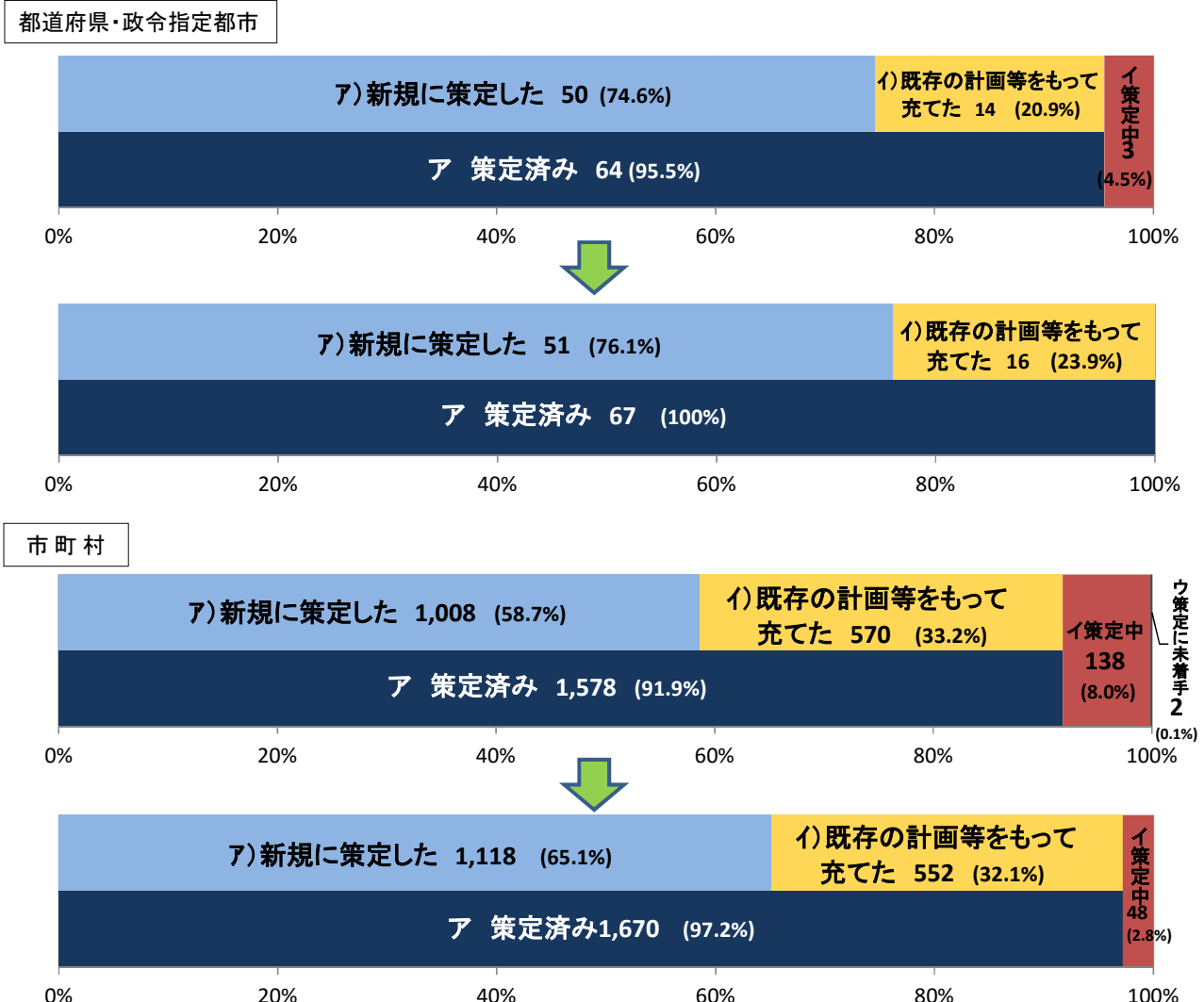
(3) 大綱について

策定状況・策定方法について

- ア 策定済 → ア)新規に作成した イ)既存の教育振興計画、自治体の総合計画等をもって充てた
- イ 策定に着手済(策定中)
- ウ 策定に未着手

大綱を策定した自治体	H28.9.1	H29.9.1
都道府県・指定都市 (67)	64 (95.5%)	67 (100.0%)
市町村 (1,718)	1,578 (91.9%)	1,670 (97.2%)

【図12】大綱の策定状況



【特徴】

○ 大綱の策定については、全ての都道府県・指定都市で策定済み、市町村では約97%が策定済み、約3%が策定中である。